

2008年7月29日  
弁護士 澁谷 展由

## NTLO REVIEW

～競争関係にある事業者である株主からの株主名簿閲覧請求に関する事例～

### 1. 事案の経過

2008年2月18日、山口県に本店を置くマンション開発などを業とするH社が、東京都に本店を置き、同じくマンション開発などを業としているN社に対して、事業提携・事業統合を提案しました。さらに4月10日には、H社とその子会社が、N社の6月の株主総会で、買収防衛策の修正、取締役2名選任などの4議案の株主提案権を行使することを決定しました。4月11日、H社は、株主提案に伴う委任状勧誘に用いるためとして、N社に対し、株主名簿の閲覧を求めたところ、N社はこれを拒否しました。

これを受け、H社が東京地裁に、株主名簿閲覧・謄写仮処分命令の申立てを行いました。5月15日、東京地裁は、この申立てを却下する決定をしました。これに対し、H社は抗告しました。

抗告審である東京高裁は、6月12日、原決定を取り消し、N社に対し、株主名簿閲覧・謄写をさせるよう命じました。この決定を受け、N社は即日、H社に対し、株主名簿を開示しました。

なお、6月27日のN社の株主総会では、会社提案のうち、買収防衛策の導入に関する定款一部変更の件が否決されたほかは、会社提案議案が可決され、株主提案は否決されました。

### 2. 株主名簿閲覧請求に関する会社法の規定

会社法125条3項3号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいる場合には、会社側が、株主名簿閲覧請求を拒みうる、と読める規定です。このため、本件ではH社・N社ともにマンション開発を業としていることから、この規定に該当し、N社がH社の請求を拒絶できるのではないかが争点となりました。

### 3. 東京高裁決定の判断過程

H社の株主閲覧請求を認めた東京高裁は、会社法125条3項3号の趣旨について、株主の権利保護を重視し、株主名簿閲覧請求をした株主が、会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいる場合、「その株主が閲覧請求を株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で行ったこと」の立証責任を、株主の側が負担する、とするに過ぎないものである、としています。そして、株主が、その立証さえすれば、「実質的に競争関係にある」というだけでは、閲覧請求は否定されない、としています。

### 4. 今後、企業のとるべき対応

高裁決定の判旨に沿えば、株主提案・委任状争奪戦に伴ってなされる株主名簿閲覧請求については、今後、企業として以下のような対応が考えられます。

株主提案をする側の企業としては、株主名簿閲覧請求に際し、株主名簿を株主提案議案のための委任状勧誘に用いることを明示的に主張していくことが必要となります。

他方、株主提案をされる側の企業としては、買収側の委任状勧誘目的が明らかな場合は、株主名簿閲覧請求に応じた上で、委任状勧誘に精力を傾注し、株主に対し、会社側提案議案に理解を求めていくことが必要となります。